

幼児教育・保育の無償化FAQ【2019年9月13日版】【修正問】

※備考欄に記載の数字は、2019年7月31日版の問No.です。

No.	事項	問	答	備考※
1-18	企業主導型保育事業	企業主導型保育事業は幼児教育・保育の無償化の対象になりますか。	<p>企業主導型保育事業は、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設として、特定子ども・子育て支援施設等ではないため、子育てのための施設等利用給付の対象にはなりません。子ども・子育て拠出金(事業主拠出金)によって、3歳から5歳までの子供と、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供の標準的な利用料(※1)が無償(※2)になります。</p> <p>(※1)標準的な利用料とは、企業主導型保育事業における標準的な利用料として補助要綱において示している額のことです。あり、平成30年度における額は、(本年10月以降の標準的な利用料の金額(予定)) 0歳:月額37,100円、1歳・2歳:月額37,000円、3歳:月額26,60031,100円、4歳以上:月額23,10027,600円となります。 (※2)ただし、無償化の実施後においても、3歳から5歳までの子供の主食費・副食費については認可保育所と同様に、原則、施設が利用者から徴収することとなります。</p>	15
1-21	幼稚園のプレスクール	幼稚園において、満2歳児を対象としたいわゆるプレスクール(プレ保育)を実施している場合、その園児は無償化の対象となりますか。 また、幼稚園のプレスクールでは、時間帯によって保育の形態が異なることが考えられますが、時間帯によって、確認申請の内容が異なることになるのですか。(午前中は3歳クラスと同一の部屋で保育を行うが、午後は幼稚園と分けられた施設で保育を行う場合など。)	<p>満2歳児を対象としたいわゆるプレスクール(プレ保育)については、一律に幼児教育・保育の無償化の対象とはなりません。保育の必要性のある子供の定期利用を主として対象としているなど、実施の態様に照らして、一時預かり事業や認可外保育施設としての届出を行っている場合には、保育の必要性が認められる住民税非課税世帯の子供は子育てのための施設等利用給付の対象となります。(月額上限4.2万円)</p> <p>なお、幼稚園併設の認可外保育施設については、これまで児童福祉法施行規則において、届出の対象外としていましたが、今回、一定の要件の下新たに届出の対象とする予定です。 当該届出は改正省令の公布・施行前に受け付けることも可能であり、適切な対応を御願います。</p> <p>留意点1:認可外保育施設の届出の対象となる幼稚園併設施設は、具体的には、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものを想定しています。</p> <p>留意点2:幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設や、幼稚園における子育て支援活動等と区別がつかない活動(例:幼稚園の在園児と同じ部屋で預かりを実施しているもの等)については、これまでどおり、幼稚園所管部局による当該幼稚園を設置する者に対する指導が行われること等から、認可外保育施設としての届出は不要です。</p> <p>留意点3:幼稚園が児童福祉法第6条の3第7項に基づく一時預かり事業を実施している場合については、従来どおり、児童福祉法等に則り適正に実施されることが求められるため、一時預かり事業としての届出が必要となります。</p>	18
削除	幼稚園のプレスクール	幼稚園のプレスクールでは、時間帯によって保育の形態が異なることが考えられますが、時間帯によって、確認申請の内容が異なることになるのですか。(午前中は3歳クラスと同一の部屋で保育を行うが、午後は幼稚園と分けられた施設で保育を行う場合など)	幼稚園における3歳未満児の保育については、認可外保育施設又は一時預かり事業として届出がなされている場合、施設等利用給付第3号認定こどもを対象として無償化の対象となります。こうした取扱いについては、今後、幼稚園併設認可外保育施設を届出対象とする児童福祉法施行規則の改正に併せて整理して周知する予定です。	18-2 ※1-21と統合
2-5	預かり保育事業の上限額	保育の必要性があると認定され、幼稚園と幼稚園の預かり保育事業を利用する場合、幼稚園の預かり保育事業の施設等利用費の月額上限額はいくらかですか。	<p>保育所等の利用者との公平性の観点から、認可保育所における保育料の全国平均額(3歳から5歳までの場合、月額3.7万円)から、幼稚園利用料に係る施設等利用費の上限額(月額2.57万円)を差し引いた額(月額1.13万円)が預かり保育事業(認定こども園(1号)、特別支援学校幼稚部を含む。)に係る施設等利用費の上限額となります。</p> <p>なお、給付の適正を図るため、施設等利用費の支給額の算定については、実際の預かり保育事業の利用量に応じた計算とすることとしています。具体的には、利用日数に日額単価(450円)を乗じて計算した支給限度額(上限1.13万円)と実際に支払った利用実績額を毎月と比較して、少ない方が支給額となる仕組みとなります。</p> <p>つまり、預かり保育事業の給付額は、月ごとに支給限度額と利用実績額の合計を比較して算出すればよく、例えば、曜日によって利用実績額が異なる(水曜日は300円、金曜日は600円など)といった場合であっても、日ごとに利用実績額と日額単価(450円)を比較する必要はありません。</p> <p>(参考)ある月の支給額算定方法(例) ・ 預かり保育事業の利用料として園に支払った額の月内総額: A円 ・ 支給限度額: 利用日数 × 日額単価(450円) = B円(上限:11,300円) ⇒ A円とB円のうちの小さい方を保護者に対して支給</p>	32

<p>2-6</p>	<p>預かり保育事業の上限額</p>	<p>幼稚園等利用者が認可外保育施設等を利用する際の施設等利用費の考え方、費用の充て方(計算式)はどのようなになるでしょうか。</p>	<p>幼稚園等が預かり保育事業を実施していない場合や、預かり保育事業が十分な水準ではない場合に限り、認可外保育施設等の利用も子育てのための施設等利用給付の対象となりますが、その支給上限額は、預かり保育事業の無償化上限額(月額1.13万円。いわゆる満3歳になった日から最初の3月31日までの入園児の住民税非課税世帯は月額1.63万円)から、預かり保育事業に係る施設等利用費の支給額を差し引いた額となります。</p> <p>(参考)ある月の支給額算定方法(例)</p> <p>《①預かり保育事業の給付額算定》 預かり保育事業の利用料として園に支払った額の月内総額: 6,000円 支給限度額: 利用日数(15日)×日額単価(450円)=6,750円 ⇒預かり保育事業の給付額は6,000円</p> <p>※預かり保育事業の給付額は、月毎に支給限度額と利用実績額の合計を比較して算出すればよく、利用実績額と日額単価(450円)を日ごとに比較する必要はありません。</p> <p>《②当月の認可外保育施設等の利用に係る支給限度額》 11,300円-6,000円=5,300円</p> <p>《③認可外保育施設等の支給額》 認可外保育施設等の利用料として支払った額の月内総額: 15,000円 支給限度額: 5,300円 ⇒認可外保育施設等の給付額は5,300円</p> <p>※ 上記例の場合、①・②を省略し、③で11,300円の支給額とすることも可能。(No.5-27参照)</p>	<p>33</p>
<p>2-8</p>	<p>預かり保育事業の上限額</p>	<p>新制度未移行の幼稚園の利用料が月額2.57万円より低い場合でも、預かり保育事業の施設等利用費の上限額は1.13万円ですか、それとも3.7万円と利用料との差額(例えば月額1.7万円の幼稚園を利用している場合、3.7万円-1.7万円=2万円)ですか。</p>	<p>幼稚園の利用料(教育標準時間部分)と預かり保育事業の利用料は、区分して管理することとなりますので、その場合も、月額1.13万円が預かり保育事業の施設等利用費の上限額となります。</p> <p>なお、給付の適正を図るため、施設等利用費の算定については、実際の預かり保育事業の利用量に応じた計算とすることとしています。具体的には、利用日数に日額単価(450円)を乗じて計算した支給限度額(上限1.13万円)と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方が支給額となる仕組みです。</p> <p>※預かり保育事業の給付額は、月毎に支給限度額と利用実績額の合計を比較して算出すればよく、利用実績額と日額単価(450円)を日ごとに比較する必要はありません。</p> <p>(参考)ある月の支給額算定方法(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預かり保育事業の利用料として園に支払った額の月内総額: A円 ・ 支給限度額: 利用日数×日額単価=B円(上限:11,300円) <p>⇒A円とB円のうちいずれか小さい方を保護者に対して支給</p>	<p>35</p>
<p>3-20</p>	<p>認可外保育施設の確認申請</p>	<p>認可外の事業所内保育施設で0-2歳のみ受け入れている施設において、非課税世帯が存在しない場合には、確認申請はしなくても良いでしょうか。</p>	<p>前年度中、休職していたため等による住民税非課税世帯となった場合も考えられるため、こうした点もあることなどを考慮した上で、各事業者において適切に判断下さい。</p>	<p>135-8</p>

4-21	みなし認定 (育休)	<p>一育休から復帰するために就労予定を前提とする3号認定を取得した後、利用調整の結果、認可保育所に入れず、待機児童となったため育休を延長した場合、引き続き新3号認定とみなして、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となりますか。</p> <p>就学前子どもが、例えば育児休業から復帰して就労することを前提に教育・保育給付第2号認定を取得し、認可保育所の入所を申請したところ、利用調整の結果、認可保育所の利用が保留となった場合、子どもの預け先が確保できない等の理由により育児休業期間を延長した場合でも、市町村は施設等利用給付第2号認定子どもとみなし、当該認定子どもの認可外保育施設等の利用を施設等利用給付の対象とすることができますか。</p>	<p>一育休を延長した時点で、就労予定の前提を欠くため、教育・保育給付第3号認定を取り消すという運用になるところ(法第24条第1項第1号)、みなし施設等利用給付第3号認定についても認定が取り消されます(法第30条の9第1項第1号)。</p> <p>一ただし、認可保育所に入所できれば育休を終了して就労するというのであれば、引き続き利用調整の対象となるために、就労予定を理由として教育・保育給付第3号認定を取り消さないということも可能であると考えられます。他方で、施設等利用給付第3号認定については、利用調整の仕組みがないため、通常、就労(復職)した時点で施設等利用給付第2・3号認定を取得すれば足り、就労予定を理由に保育認定を継続する必要がないものと考えます。そのため、保育の必要性の要件を欠くため、みなし施設等利用給付第3号認定については取り消されると考えられます。</p> <p>教育・保育給付第2号認定子どもが、利用調整の結果、認可保育所の利用が保留となった場合で、引き続き認可保育所の利用を希望するときは、引き続き利用調整の対象となりますが、これと並行して、法第30条の5第7項に基づき、保育の必要性の事由を「就労」とした施設等利用給付第2号認定子どもとみなされるため(みなし認定の通知は必要。)、認定子どもが認可保育所の代わりに認可外保育施設等の特定子ども・子育て支援施設等を利用する場合は、その利用費を施設等利用給付の対象とすることができます。</p> <p>しかしながら、認可保育所の利用が保留となった段階で、育児休業期間を延長した場合は、教育・保育給付第2号認定を認定した保育の必要性の事由(御質問の場合は「就労」)が消滅していますので、教育・保育給付第2号認定は取り消され、法第30条の5第7項のみなし認定もできません。</p> <p>したがって、御質問のような育児休業期間中の認可外保育施設等の利用料は、が施設等利用給付の対象とすることはできないと考えられます。</p>	57-3
4-26	認定子ども園 における認定 変更	<p>認定子ども園において、教育・保育給付の第3号認定子どもが、満3歳になった時点で教育・保育給付の第1号認定を受けて幼児教育・保育の無償化の対象となり、満3歳になってから最初の3月31日を経過したのちに、第2号認定を受けようとする場合が想定されます。こうした場合に対して、市町村はどのように対応すれば良いのでしょうか。</p>	<p>このようなケースの場合、希望者が①教育・保育給付第1号認定に切り替えても、住民税非課税世帯に該当し、別途施設等利用給付第3号認定を取得しなければ、預かり保育事業の利用は子育てのための施設等利用給付の対象外であること、②いったん教育・保育給付第1号認定に切り替えた場合には、別の3号認定の方が入所されることとなり、翌年4月になって再び第2号認定を取得しても同じ認定子ども園の保育所部分を利用できるとは限らないこと、③第2号認定を取得したとしても預かり保育を利用できるとは限らないことを説明することが必要と考えます。</p>	77
5-19	未移行幼稚園 の算定方法 (入園料)	<p>未移行幼稚園の利用者が、入園初年度の月途中に入・退園した場合、入園料の月額換算額はどのように算定するのですか。</p>	<p>未移行幼稚園において、月途中に園児が入・退園した場合、施設等利用費の月額上限額は、当該月における入園以降の開所日数や退園までの開所日数に応じて日割り計算を行うこととなりますが、支給額算定において保育料の支払い額を日割り計算しないこと施設等利用費の算定上、幼稚園が認定保護者から徴収する月額保育料を日割り計算しない場合と同様に、入園料の月額換算額については日割り計算を行うする必要はありません。</p>	87
5-20	未移行幼稚園 の算定方法 (入園料)	<p>未移行幼稚園において、入園初年度に園児が休学した場合、入園料の月額換算額を算定する際の在籍月数に休学期間は含めるのですか。</p>	<p>未移行幼稚園において、園児が病気や怪我等の理由により長期間にわたり継続的に休学している場合、その休学期間は「利用」に当たらないため、施設等利用費の対象から除外することとなります。同様に、入園初年度に園児が休学した場合も、休学期間は施設等利用費の対象とはならず、入園料の月額換算額は、支払った入園料を、休学期間を除く初年度の在籍月数で除すことにより算定することとなります。</p> <p>なお、支給額算定において保育料の支払い額を日割り計算しないこと施設等利用費の算定上、幼稚園が認定保護者から徴収する月額保育料を日割り計算しない場合と同様に、月途中に休学や復学した場合であっても、入園料の月額換算額の算定では日割り計算は不要です。</p>	88
5-21	未移行幼稚園 の算定方法 (入園料)	<p>未移行幼稚園において、3歳の誕生日を迎えていない2歳児に対して、「未満児クラス」への「入園」に際して「入園料」を求めている場合があり、その後3歳以降にも「入園料」を求めるケースと求めないケースなど、様々な実態があります。</p> <p>この場合の2歳児・未満児の「入園料」は、認可外保育施設または一時預かり事業の利用料として扱うのですか、それとも3歳以降の正式な「幼稚園入園」の後に、3歳以降に支払う入園料や保育料と合わせて無償化の対象とするのですか。</p>	<p>幼稚園における入園料は、満3歳以上の教育・保育に要した費用の前納金としての性質を踏まえて無償化の対象としているものであり、未満児クラスへの入園料は対象となりません。未満児クラスの入園料に正式入園後の入園料が含まれるような場合でも、正式入園後の利用開始時点からに際して別途分割して徴収される形であれば、当該分割された正式入園後の入園料をに限り無償化の対象として頂いて差し支えありません。</p>	88-2

<p>5-29</p>	<p>日割り計算</p>	<p>認定子どもが月の途中で施設・事業の利用を中止した場合、或いは月の途中から利用を開始した場合、施設型給付費等や保護者負担分においては日割り計算を行っています。施設等利用費においても日割り計算を行うのでしょうか。 また、施設等利用費は特定子ども・子育て支援施設等ごとに月額限度額が異なりますが、利用施設・事業ごとに日割り計算の考え方は違うのでしょうか。</p>	<p>日割り計算の考え方は、全国共通した法則のもとで実施することにより、市町村をまたがる転居の場合でも、市町村は基本的に他の市町村と連絡調整する必要がないものと考えます。 具体的には次の【1】～【3】のパターンとなります。</p> <p>【1】未移行幼稚園・国立大学附属幼稚園・特別支援学校幼稚部 ①月途中で利用終了の場合の限度額＝2.57万円(※)×最後の利用日までのその月の開所日数※1 ÷ その月の開所日数※2退所日までの平日開所日数÷その月の平日開所日数 ②月途中で利用開始の場合の限度額＝2.57万円(※)×認定起算日後最初の利用日以降のその月の開所日数※3 ÷ その月の開所日数※4入所日以降の平日開所日数÷その月の平日開所日数 ※国立大学附属幼稚園は0.87万円、国立大学附属特別支援学校は0.04万円 注)開所日数について、夏休みなど長期休業中の場合は、園児に対する教育課程の活動を行っていない日数を含む。 ※1 認定こども園にあつては、教育に係る標準的な開所日に限る。休業期間外にあつては、転出日までのその月の平日の日数とする。 ※2 休業期間外にあつては、その月の平日の日数とする。 ※3 認定こども園にあつては、教育に係る標準的な開所日に限る。休業期間外にあつては、認定起算日以降のその月の平日の日数を開所日数とする。 ※4 休業期間外にあつては、その月の平日の日数を開所日数とする。</p> <p>【2】幼稚園・認定こども園・国立大学付属幼稚園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業 ①月途中で利用終了の場合の限度額＝450円×最後の利用日までのその月の預かり保育事業の利用日数幼稚園等退所日までの預かり保育事業利用日数(ア) さらに認可外保育施設等が利用可能な場合＝(1.13万円×転出日までのその月の日数転出日までの日数÷その月の日数)－(ア)を加算 ②月途中で利用開始の場合の限度額＝450円×認定起算日以降のその月の預かり保育事業の利用日数幼稚園等入所日以降の預かり保育事業利用日数(イ) さらに認可外保育施設等が利用可能な場合＝(1.13万円×認定起算日以降のその月の日数転入先での認定日からの日数÷その月の日数)－(イ)を加算</p> <p>【3】認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業 これら施設・事業は、月額上限額の範囲内で複数利用が可能のため、日割り計算が必要になるのは、月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合となる。 ①月途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額＝3.7万円×転出日までのその月の日数転出日までの日数÷その月の日数 ②月途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額＝3.7万円×認定起算日以降のその月の日数転入先での認定日からの日数÷その月の日数 ※日割りの日数は、施設等利用給付認定の期間内であることが条件であり、月額上限額に10円未満の端数がある場合は切り捨て。 ※「転出日までの日数」や「その月の日数」などは、各月の実日数を用いる。</p>	<p>102</p>
<p>7-11</p>	<p>幼稚園等利用者の認可外保育施設等利用</p>	<p>施設としては平日8時間以上、年間200日以上の前記保育事業を実施していますが、人材確保等の事情により、定員を超える利用希望を断ったり、利用者個別の利用日数を制限している場合は、認可外保育施設等の無償化対象要件に該当しますか。</p>	<p>幼稚園利用者が認可外保育施設等の利用料も無償化の対象とする際の要件は、全ての市町村が簡便かつ客観的に判断可能なものである必要があることから、幼稚園が提供している預かり保育事業の開設時間や日数で判断することとしております。したがって、施設として平日8時間以上、年間200日以上の前記保育事業を実施している場合には、個人の個別の保育ニーズが満たされていない場合であっても、当該園の在籍者が利用する認可外保育施設等の利用料は無償化の対象とはなりません。 保育の必要性のある子どもが多く幼稚園に在籍しており、定常的に預かり保育の利用定員を超過することが明らかな場合には、各市区町村において特定教育・保育施設における2号定員の増加を検討していただくほか、当該幼稚園において預かり保育の受入れができない子どもに係る預かり保育について他の幼稚園等に対して適切な委託契約等に基づき委託していただくことにより、在籍園児に対する預かり保育事業として無償化の対象となります。(預かり保育を実施委託する場合の施設等利用給付の扱いに係る留意点についてはNo.7-2を参照ください。) なお、預かり保育事業の長時間化・長期休業中の開所を十分な体制で実施できるよう、一時預かり事業(幼稚園型Ⅰ)の単価の充実や加算の創設を行っていますので、各自治体におかれては一時預かり事業の補助単価の国基準への引き上げ等を積極的に御検討いただき、各幼稚園の預かり保育事業が保護者の保育ニーズに応えたものとなるよう積極的な支援を御願いいたします。</p>	<p>125</p>

8-2	認可外保育施設の届出	<p>児童福祉法の規定に基づく届出がなされていない施設は幼児教育・保育の無償化の対象となりますか。事業所内の認可外保育施設や公立の認可外保育施設の取扱いはどうなるのでしょうか。</p>	<p>児童福祉法上、保育を行うこと等を目的とした施設について、認可を受けていないものは、親族間の預かりの場合等を除き、届け出なければならないこととされており、無償化の対象となる施設は、当該届出がなされていることが前提となります。</p> <p>なお、これまで届出義務の対象外とされていた事業所内保育施設については、新たに7月1日から届出義務の対象とする児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を3月29日付けで公布しました。公立施設も同様の扱いとする予定です。</p> <p>事業所内保育施設の届出に関しては、事務の平準化の観点から、以下の経過措置を設けており、7月1日の施行前でも、現行の届出様式を活用いただき、届出を受け付けていただくことは可能です。</p> <p>① 施行日(7月1日)以前に開設している施設については、9月30日までに届出を行えばよい。</p> <p>② これまでも、事業所内保育施設について届出を求めていた都道府県もあると承知しており、施行前であっても法令に規定する届出事項に相当する事項を届け出れば、改めての届出は不要。</p> <p>また、公立施設についても、本年9月中の公布を予定している児童福祉法施行規則の改正(※)に併せて、同様の取扱いとする予定です。こちらについても、現行の届出様式を活用いただくなどして、届出を受け付けていただくことは可能ですので、適切な対応を御願います。</p> <p>(※)幼稚園併設施設を届出対象とする改正等を行うもの。</p>	136
8-9	認可外保育施設(指導監督)	<p>都道府県等が認可外保育施設に対する指導監督を着実に実施できるような体制整備のために、国はどのような支援を行うのですか。</p>	<p>国としては、指導監督基準の遵守状況等に関して指導・助言を行う「巡回支援指導員」の都道府県へ配置を支援するとともに、認可外保育施設の認可施設への移行促進策を強化し、指導監督基準を満たさない認可外保育施設も含め、認可施設への移行を加速化します。</p>	133
8-12	認可外の居宅訪問型保育事業施設(ベビーシッター)	<p>新たに創設されるベビーシッターの指導監督基準の内容はどのようなものですか。</p>	<p>認可外の居宅訪問型保育事業(いわゆるベビーシッター)についての基準は、社会保障審議会児童部会「子どもの預かりサービスの在り方に関する専門委員会」で議論いただき、令和元年7月10日に「議論のとりまとめ」を公表しました。</p> <p>保育従事者は保育士、看護師又は一定の研修を受講した者とする基準を子ども・子育て支援法施行規則に規定します。「一定の研修を受講した者」とは、施行規則では、「都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事がこれと同等以上のものと認める市町村長(特別区の長を含む。)その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者」と規定し、認可の居宅訪問型保育事業で受講を求めている基礎研修の内容を基とする20時間程度の講義と1日以上の演習を基本としており、令和元年5月31日付けで指導監督基準を改正したところ です。し、ます。「議論のとりまとめ」では、</p> <p>具体的に考えられる研修として、①地方自治体が実施する認可の居宅訪問型保育事業に係る研修や子育て支援員研修(地域保育コース)②(公社)全国保育サービス協会が実施する居宅訪問型保育研修③民間の居宅訪問型保育事業者の自社研修や民間研修事業者が実施する居宅訪問型保育研修であって、①又は②と同等と認められる研修が、挙げられていあります。</p> <p>今後、引き続きとりまとめの内容を踏まえ、指導監督基準の改正等を実施してまいります。また、③については、運用の詳細について引き続き検討を行っておりますので、順次お知らせしていきます。</p>	132
8-13	認可外保育施設ベビーシッターの研修について	<p>認可外のベビーシッターの要件となる一定の研修について、子育て支援員研修が考えられますが、認可外のベビーシッターが受講する場合も研修は国庫補助の対象となりますか。</p>	<p>お見込みのとおりですが、子育て支援員研修(地域保育コース)は小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、一時預かり等の事業に従事する者を念頭に置いておりますので、定員に空きがある場合等にベビーシッターに従事する者に受講いただくなど、工夫いただくよう、願います。なお、ベビーシッターが受講できるような研修については、「議論のとりまとめ」では、具体的に考えられる研修としては、①地方自治体が実施する認可の居宅訪問型保育事業に係る研修や子育て支援員研修(地域保育コース)②(公社)全国保育サービス協会が実施する居宅訪問型保育研修③民間の居宅訪問型保育事業者の自社研修や民間研修事業者が実施する居宅訪問型保育研修であって、①又は②と同等と認められる研修が、挙げられていあります。③については、運用の詳細について引き続き検討を行っておりますので、順次お知らせしていきます。</p>	135-3
8-14	公立の認可外保育施設	<p>公立認可外保育施設は無償化の対象ですか。その場合の国・地方の負担割合はようになりますか。</p>	<p>無償化の対象です。(なお、認可外保育施設の届出について、簡素な方法でも構いませんので提出いただきたいと思います。)負担割合は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となります。(法第65条第4号、第67条第2項、第68条第2項参照)</p>	135-4
8-15	認可外保育施設	<p>認可外保育施設の利用料金が2人目は半額といった設定もあるが、上限3.7万円との関係ではどのように処理をすればいいですか。</p> <p>また、認可外の居宅訪問型保育事業を兄弟姉妹で利用している場合で、保育料の設定が2人目は半額又は時給追加500円といった設定の場合、住民税課税世帯で、1人(例:4歳児)は無償化対象、2人目(例:1歳児)は無償化対象外の場合、どのように無償化対象額を判断すべきですか。</p>	<p>施設の料金設定の方法にかかわらず、各子どもごとに実際に保護者が支払う保育料に応じて、上限額の管理を行うこととなります。</p> <p>また、施設等利用費の支給対象者は施設等利用給付認定を受けた子どもとなりますので、当該子ども(例でいえば1人目の4歳児)の保育料が分かるよう、切り分けて管理していただく必要があります。</p>	135-5
8-18	認可外保育施設に係る地方自治体の事務費	<p>認可外保育施設に係る地方自治体の事務費の国庫負担の対象経費の詳細はいつ示されますか。5年間の国庫負担はどのようになされるのでしょうか。条例を制定した場合、国庫負担の対象から外されるのでしょうか。</p>	<p>認可外保育施設に係る事務費については、令和元年度及び令和2年度は「幼児教育・保育無償化実施円滑化事業」において対応します。</p> <p>令和3再来年度以降は、認可外に係る事務費に特化して国庫負担措置していく見込みです。</p> <p>条例の制定の有無にかかわらず、認可外保育施設にかかる事務費については、国庫負担の対象となります。</p>	135-7

11-1	追加認定の必要性	企業主導型保育事業を利用する場合、教育・保育給付第2号認定(3歳から5歳まで)や第3号認定(0歳から2歳まで)を受けていない子供が幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、これらの認定を新たに受ける必要がありますか。	教育・保育給付第2・3号認定を受けていない子供が企業主導型保育事業を利用する場合、従業員枠の利用児童については、事業実施者等により保育の必要性を確認することとなっているため、無償化の対象となるために、別途、市町村から教育・保育給付第2・3号認定を受ける必要はありません。 一方、地域枠の利用児童については、 事業実施者と利用者 の間に雇用関係がなく、 無償化の対象となる保育の必要性(就業状況等)を客観的に判断することが困難であるため 、事業実施者が、市町村による子ども・子育て支援法に定める保育所を利用するための支給認定(教育・保育給付認定)を受けていることをもって無償化の対象となる保育の必要性を確認することとし、地域枠の利用にあたって、教育・保育給付第2・3号認定を受けていない場合は、新たに教育・保育給付認定を受ける必要があります。	148
11-4	企業主導型保育事業利用者の認可外利用	企業主導型保育事業の利用者が他の認可外保育施設等を利用した場合、月額3.7万円(3歳から5歳までの場合)を上限として、その差額について施設等利用費を請求することはできますか。	企業主導型保育事業においては、認可施設並みの保育を提供しているため、企業主導型保育事業の利用者については、 新たな認定(施設等利用給付認定)を受けて施設等利用費の支給 を受けることはできません。したがって、企業主導型保育事業の利用者が他の認可外保育施設等を利用しても、認可保育所の利用者と同様に、当該認可外保育施設等は無償化の対象となりません。	150
11-6	企業主導型保育事業利用者の把握	企業主導型保育事業の利用者については、事業主拠出金により無償化が行われることから、法第30条の4において施設等利用給付の支給対象から除かれていますが、市町村において、どのように企業主導型保育事業の利用者を把握するのでしょうか。	企業主導型保育事業の利用者の保護者を、施設等利用給付認定を申請することができない者とし、内閣府令において、保護者が企業主導型保育事業の入退所時(施設利用中の他市町村への転居時を含み、小学校就学による退所は除く。)に、利用施設を通じて企業主導型保育事業の利用状況を居住地市町村に報告することとしています。	152
11-9	市町村への確認申請	企業主導型保育施設についても、他の認可外保育施設と同様に、市町村に確認の申請を行う必要がありますか。	企業主導型保育事業は、実施機関において、職員の配置基準や施設基準など認可施設並みの基準を満たしているかどうかを審査した上で助成決定を行い、実施機関から施設に対し、事業主拠出金を財源とした、整備費、運営費の助成を行っていることから、改めて、自治体の確認は求めないこととしております。 具体的な給付の方法としては、実施機関から施設に対し、これまで控除していた利用者負担相当額分を含めて助成を行うこととしております(利用者負担相当額分を控除せずに助成する形で、施設が代理受領する)。 ※新たに「施設利用給付費」を創設し、無償化の対象となる児童を対象に、利用者負担相当額を助成する予定。	155
11-17	企業主導型保育事業における食材料費	副食費について、特定教育・保育施設と同様に、徴収の免除を行い、そのための新たな加算などを設ける予定はありますか。	特定教育・保育施設においては、低所得者支援の一環として、年収360万円未満相当の世帯等に対する副食費の免除の措置を講じていることとしていますが、 企業主導型保育施設は、企業が従業員に対して主体的に実施する福利厚生としての側面を有することから、こうした取組に国として一律に低所得者支援の実施を義務付けることは課題があると考えられるため、副食費の免除の措置は講じないこととしています。 ※国の制度として副食費の免除の措置は講じませんが、企業の判断により副食費の免除を行うことは可能です。 企業主導型保育事業の標準的な利用料(利用者負担相当額)は、所得に関わらず年齢に応じて一律の金額設定となっているところですが、特定教育・保育施設において、年収360万円未満相当の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降の子について、副食費を免除する措置を講ずることとしていることを踏まえ、企業主導型保育事業においても免除のための措置を講じることを検討しています。	160
11-19	企業主導型利用者の課税状況確認	企業主導型保育事業の地域枠を利用する教育・保育給付第3号認定子どもについて、住民税世帯非課税かどうかの判定は、市町村が行うのでしょうか。	市町村には教育・保育給付第3号の認定までをお願いしています。企業主導型保育事業における3歳未満児の無償化対象者の決定については、 事業実施者 において利用者の課税状況等を確認した上で判定することとなります。	160-3
12-55	副食費の加算額	特定教育・保育施設等における副食費の施設による徴収の免除対象者分については、公定価格において新たな加算を設けるとのことですが、施設や事業によって徴収金額が異なったり、弁当持参の日がある施設・事業が存在する中で、新たな加算については均一の単価が設定されるのでしょうか。	新たな加算(副食費徴収免除加算)については、各施設における設定金額にかかわらず、次の単価について、児童の居住する市町村が各施設に通知した免除対象者の数に応じて請求・支給することを基本とします(告示及び通知を改正予定)。 ・教育・保育給付第1号認定子ども… 225円×各月の給食実施日数/月額4,500円×(当該月における給食実施日数÷基準日数) ※給食実施日数は、 利用子どもの全てに副食の全てを提供する日とし、施設(事業所)の都合によらずに副食の一部または全部の提供を要しない利用子どもについては副食の全てを提供しているものとみなします。希望する子ども全員におかずを提供できる体制をとっている日に限る。基準日数は検討中。 ・教育・保育給付第2号認定子ども…月額4,500円	179

12-64	未移行幼稚園の食材料費と保育料	<p>新制度未移行幼稚園の中には、保育料に給食に係る経費給食費が含まれている園があり、これまで消費税が非課税として取扱いがなされていましてとされていまして。今回の無償化を契機に課税関係が変わるのでしょうか。</p>	<p>従来、新制度未移行幼稚園の中には、保育料に給食に係る経費を含めて一体的に徴収し、消費税非課税の取扱いがなされてきた園もあるところ、無償化実施後も本取扱いについては変わりません。ただし、食材料費については、無償化の対象となる利用料(特定子ども・子育て支援利用料)に含めることはできないため、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に基づき、園が保護者に対して発行する領収証においては、特定費用として記載する必要があります。施設等利用費の支給に過誤が生じないようご留意をお願いします。</p>	178-2						
12-76	副食材料費の補足給付事業	<p>未移行幼稚園の副食材料費に対する補足給付事業において、対象となる副食材料費についてはどのように算定すれば良いですか。</p>	<p>補足給付事業における副食材料費については、実際に要した副食材料費相当額を算出することを基本としつつ、事業の実施主体である市町村が合理的と考える方法で算出頂いてかまいません。食材の外部搬入を行っている場合など、副食材料費として実際に要した費用の算出が困難である場合には、例えば下記のような算出方法を探ることが考えられます。</p> <table border="1" data-bbox="896 462 2038 526"> <tr> <td>自園調理(食材自己購入)</td> <td>必要経費が明確であることから、各園で「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数</td> <td>不可</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="896 590 2038 654"> <tr> <td>外部搬入</td> <td>外部搬入業者に依頼し、「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数</td> <td>例外的に便宜的な算出方法※も可</td> </tr> </table> <p>※便宜的な算出方法の例 ① 園における1食あたり給食費 × 「給食費に占める副食材料費相当額の平均的な割合」(市町村に所在する他施設等の情報から推計。) ② 園における1食あたり食材料費相当額 × 「食材料費に占める副食材料費の割合」(市町村に所在する他施設等の情報から推計。仮に「保育所等の運営実態に関する調査」により推計すれば、「87%」。) ③ 一律225円(新制度幼稚園教育・保育給付第1号認定子どもの公定価格上の副食費徴収免除加算と同じ単価を用いる)給付上限月額(4500円)÷公定価格による加算上の基準日数。</p>	自園調理(食材自己購入)	必要経費が明確であることから、各園で「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数	不可	外部搬入	外部搬入業者に依頼し、「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数	例外的に便宜的な算出方法※も可	119
自園調理(食材自己購入)	必要経費が明確であることから、各園で「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数	不可								
外部搬入	外部搬入業者に依頼し、「1食あたり副食材料相当額」を算出×給食日数	例外的に便宜的な算出方法※も可								
削除	公定価格	<p>ミルク給食のみを実施している場合も公定価格の加算の対象となりますか。</p>	<p>ミルク給食のみの実施の場合には加算の対象とはなりません。</p>	192-4 ※12-54と統合						
14-2	条例制定の要否	<p>市町村は、現行の子どものための教育・保育給付についての運営に関する基準確認の条例を制定しておりますがと同様に、子育てのための施設等利用給付についても施設の「運営に関する基準」の確認に関して、条例を制定することが必要ですか。</p>	<p>施設等利用給付にかかる特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準については、法第58条の4第2項において内閣府令で定める基準に従うことと規定されていることから、市町村による条例の制定は不要としています。</p>	202						
14-7	質に係る基準(ファミサポ)	<p>市町村が「確認」を行うに当たって、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)が満たすべき教育・保育等の質に係る基準は、どのようなものとなりますか。</p>	<p>市町村が無償化に伴う給付を実施するにあたり、対象施設等に求める基準を満たしているかどうか、市町村が把握(確認)する必要がありますが、ファミリー・サポート・センター事業については、援助を行う会員に対し、 ① 緊急救命講習(AED(自動体外式除細動器)の使用法や心肺蘇生等の実習を含んだもの) ② 事故防止に関する講習 の2つを実施するとともに、少なくとも5年に1回フォローアップ講習を実施していることを基準としています。(実施要綱でも同内容を必須化するため、子ども・子育て支援交付金で運営費を申請いただく場合もこれらの実施が必要となります。) 本事業の実施については、市町村又はその委託等を受けた者に限ることとされているため、市町村において受託者が当該基準を満たしているかを適時に把握できていることから、部局間の工夫により確認の手続きは簡素に行うことができるものと考えております。</p>	207						

【17.会計処理基準】

17-1	施設等利用費の使途制限	<p>施設等利用費は、使途制限がないという理解でよいのでしょうか、それとも、使途制限がかかり、経理手続を指導する必要があるのでしょうか。</p>	<p>使途制限はありません。しかし、質の向上を伴わない保育料の引上げが行われ、施設等利用費の公費負担により事業者の利益が賄われることがあってはなりません。</p>	229
------	-------------	--	---	-----

17-2	施設等利用費の会計処理	施設等利用費の支給に係る特定子ども・子育て支援施設等として確認を受けた場合、法人・設置主体別の会計基準等に則った会計処理となるのでしょうか、それとも、一律の会計処理が定められるのでしょうか。	<p>施設等利用費の法定代理受領を行う場合、施設等利用費に対応する科目の名称等の取扱いについては、法人・設置主体別に定められている各種会計基準に従って、会計処理を行うとともに、必要な計算書類を作成することとなります。令和元年度決算からの適用を想定しており、法人・設置主体の所轄庁の方針に従ってください。</p> <p>また、施設等利用費の法定代理受領を行わない場合は、施設等利用費は保護者に対して直接支給(償還払い)され、施設において施設等利用費の收受を行うわけではありませんので、施設等利用費に係る会計処理は不要であり、引き続き従来の保育料(新制度未移行の幼稚園については、入園料を含む。)の收受に伴う会計処理を継続することとなります。</p> <p>—法定代理受領ではなく、保護者が事後に請求し償還払いを受けた施設等利用費については、施設・事業所において特段の会計処理を求めることは想定していません。</p> <p>—なお、会計に関する記録を整備し5年間保存することが必要です(特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第61条)。この場合、法人・設置主体別に定められている各種会計基準に従って作成することで差し支えありません。</p>	230
17-3	施設等利用費の法定代理受領	法定代理受領を行う場合、行わない場合のそれぞれについて施設等利用費にかかわる会計処理はどのようになりますか。	<p>法定代理受領ではなく、保護者が事後に請求し償還払いを受けた施設等利用費については、施設・事業所において特段の会計処理を求めることは想定していません。</p> <p>なお、法定代理受領を行う場合、その会計に関する記録を整備し5年間保存することが必要です(特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第61条)。この場合、法人・設置主体別に定められている各種会計基準に従って作成してください。</p> <p>—法人・設置主体別に定められている各種会計基準に従って、会計処理を行い、必要な計算書類を作成することとなりますが、法定代理受領した施設等利用費に対応する科目の名称等の取扱いについては、法人・設置主体別の会計基準に令和元年度決算からの適用を念頭に、各法人制度等の担当部局と協議を進めた上でお示ししてまいります。</p>	231
17-7	施設型給付費等の教育・保育給付(私立保育所に係る委託費を除く。)	施設型給付費等の教育・保育給付(私立保育所に係る委託費を除く。)については、保護者から徴収していた利用者負担額が公費負担の施設型給付費等になりますが、引き続き使途制限はないのでしょうか。また、法定代理受領を行っていますが、施設型給付費等に係る会計処理に変更はないのでしょうか。	<p>特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業においては、法施行令の改正により、幼児教育・保育の無償化の対象者の利用者負担額が「零」となりますが、施設型給付費等に使途制限がないことの取扱いに変更はありません。</p>	232

【18. 就学前の障害児の発達支援】

※就学前の障害児の発達支援無償化については、障害担当部局向けのFAQを配布しているのでそちらも参照されたい。(令和元年6月10日付け事務連絡「就学前障害児の発達支援の無償化に係る事務手続等について」別添4令和元年8月29日発出「就学前障害児の発達支援の無償化に係る自治体事務FAQ(令和元年8月29日版)」)

19-5	マイナンバー	FAQ19-4について、教育委員会が特定個人情報の内部利用を行う場合は、条例制定が必要となりますか。	<p>「市長」と「教育委員会」とでは庁内他機関に該当するため、自治体の独自事務として「市長」から「教育委員会」に当該事務に係るマイナンバーを提供し、利用するという内容の条例を制定することが必要です。なお、教育委員会が子ども・子育て支援法令上の事務を行うことについて、それが地方自治法に基づく委任に基づき又は補助執行を行っているという位置付けであれば、番号法第9条第1項及び第19条第7項の「法令の規定により事務の全部又は一部を行うこととされている者」に該当し、条例に規定する必要はありません。</p>	250-2
------	--------	--	--	-------